


市内の交通事故発生状況 8月末現在 ※()内は前年同期比

- ▶人身事故 366件(-8) ▶死者 4人(+2)
▶負傷者 485件(-2) ▶物損事故 945件(-39)

10月3日は大村市長選挙の投票日です

- 投票日** 10月3日(日)、午前7時～午後8時
期日前・不在者投票
とき 9月27日(月)～10月2日(土)
午前8時30分～午後8時
ところ 市選挙管理委員会(市役所別館1階)
開票
とき 10月3日(日)、午後9時10分
ところ シーハットおおむら

■選挙管理委員会(内線340)

農業基本計画審議会委員を募集します

市の農業振興のあり方などについて定める農業基本計画に対し、市民の代表として、意見や助言をいただく委員を募集します。

- 対象** 市内在住の18歳以上の人
任期 11月(予定)から2か年
募集人数 若干名
応募方法 農業水産課および各住民センターで配布の応募用紙に必要事項を記入のうえ、郵送またはご持参ください。
応募先 〒8568686(住所不変)農業水産課
応募期限 10月5日(火)
※結果は、後日通知します。

■農業水産課(内線252)

父子家庭も児童扶養手当が支給されます

児童扶養手当とは
離婚などで、父(母)と生計を同じくしていない子どもが養育される家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立、子どもの福祉の増進を図ることを目的としています。

父子家庭の支給の要件

- 次のいずれかに該当する子ども(18歳の年度末まで)について、父がその子どもを監護し、かつ、生計を同じくしていること。
- ① 父母が婚姻を解消している
 - ② 母が死亡している
 - ③ 母が一定程度の障がい状態にある
 - ④ 母の生死が明らかでない
 - ⑤ その他(母が1年以上養育を遺棄しているなど)

申請方法

- 申請先 子どもセンター
持参品 戸籍謄本、預金通帳、印鑑など
※詳しくはお問い合わせください。
申請期限 11月30日(火)
① 7月31日現在、支給要件に該当している人
↓期限内に申請を行えば、8月分からさかのぼって支給
② 8月1日以降、11月30日までに支給要件に該当した人

↓期限内に申請を行えば、要件に該当した日の翌月分から支給
※期限を過ぎると申請の翌月分からの支給となります。

支給月額

支給対象者(ひとり親家庭の父や母など)が監護、養育する子どもの数や支給対象者の所得などによって決まります。

- 子ども1人の場合
全部支給 41,720円
一部支給 41,710円～9,850円
○子ども2人以上の場合
(1人目の金額に次の金額を加算)
2人目 5,000円
3人目以降 一人3,000円

所得制限限度額

支給対象者または同居の親族(子どもの祖父母など)について、それぞれ所得制限があります。限度額を超えると手当が支給されません。
※所得制限の額については、扶養親族の数などによって異なります。
※生活保護受給中の人は、児童扶養手当が収入と認定されるため、手当相当額が生活保護費から減額されます。

■子ども政策課 ☎549100